

地域雇用対策

概要

地域雇用対策の概要

雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出

地域雇用開発促進法（平成19年8月4日施行）に基づく支援

☆2つの地域類型に該当する地域に対して国が重点的に支援
【都道府県又は市町村が計画を策定→計画に国が同意→計画に定める地域への支援措置の実施】

○雇用開発促進地域（雇用情勢が特に悪い地域）への支援

- ・地域求職者雇用奨励金

○自発雇用創造地域（雇用創造に向けた意欲が高い地域）への支援

- ・地域雇用創造推進事業
- ・地域雇用創造実現事業

その他の雇用開発が必要な地域に対する支援

○雇用失業情勢の改善の動きが弱い21道県（※）への支援

- （※北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
- ・地域再生中小企業創業助成金（下線10道県に対しては、創業経費助成率や、雇い入れ経費助成額について優遇）
 - ・地域貢献活動支援事業

悪化する雇用失業情勢を踏まえた雇用創出基金

- ・ふるさと雇用再生特別基金事業（20年度第二次補正）
- ・緊急雇用創出事業（20年度第二次補正、21年度第一次補正）
- ・重点分野雇用創出事業（21年度第二次補正、22年度予備費、22年度補正）

沖縄対策

- ・沖縄若年者雇用促進奨励金
- ・沖縄早期離職者定着支援事業

季節労働者対策

- ・通年雇用奨励金
- ・試行雇用奨励金
- ・季節労働者通年雇用促進等事業

U・Iターン対策

- ・地方就職希望者活性化事業